

⑫ 海外渡航承認申請

1 なぜ海外渡航承認申請が必要なのか

海外渡航承認申請は、次の点から、必要不可欠なものです。

(1) 政治的中立性の確保

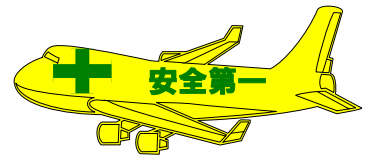
防衛省・自衛隊においては、公務員として政治的行為が制限されており、いつ、いかなる場所においても政治的に中立な立場（例えば同行者に政党员又は政治的団体の構成員が含まれている場合は留意が必要です。）であることを自覚しておかなければなりません。特に、部外者による働きかけ等に注意する必要があります。

(2) 職員の行動の把握

防衛省・自衛隊の一人一人が、貴重な構成員であり、渡航先で、トラブル等に巻き込まれていないか、その行動（例えば同行者のない単独渡航であったり、旅行目的が新婚旅行や観光旅行以外であるなど）を事前に把握する必要があります。

(3) 渡航する職員の安全確保

最近の国際情勢は、政情不安、クーデター等により渡航が危険な国が多数存在します。渡航先によっては、生命に危害を及ぼすおそれがありますので注意が必要です。

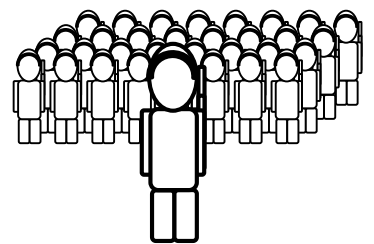


(4) 情報保全の確保

たとえ渡航目的が観光であっても、渡航先でうっかり情報保全に関する事項を露呈したり、また、情報漏えいの働きかけが行われるおそれがあるので、渡航する隊員は注意しなければなりません。

(5) 部隊等の即応態勢の維持

渡航する隊員の行動の把握・安全の確保を図るとともに、災害派遣等の事態が生じた場合には、その時点における人員等を適切に把握し、現有の人員・装備で対応するため、即応態勢の維持に努めなければなりません。



⑫ 海外渡航承認申請

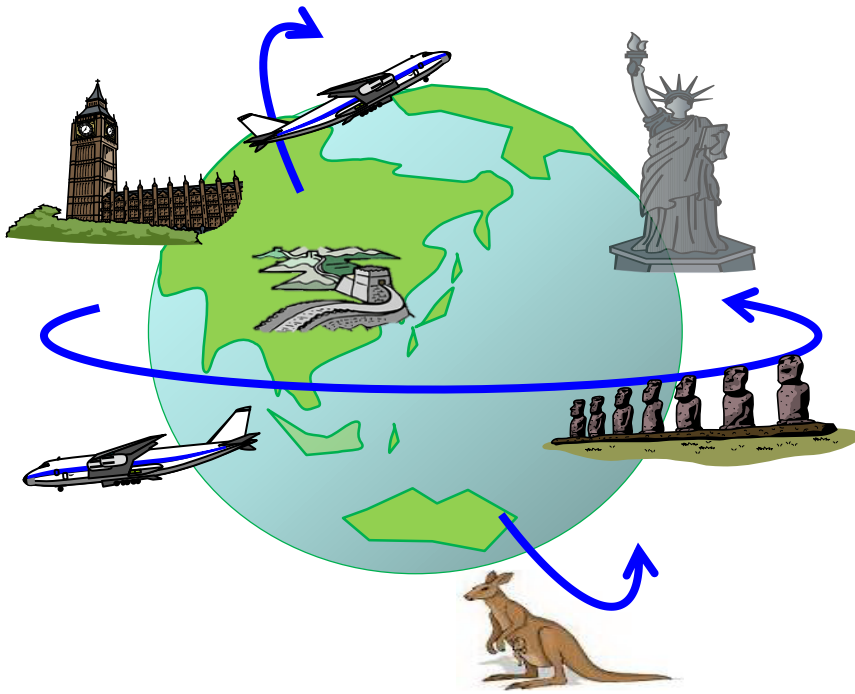
2 過去の違反事例

事例1：複数の国及び地域（21か所）への無断渡航

【概要】

隊員Aは、個人的な趣味である観光を目的として、中国、インドネシア、香港等、21か所の国及び地域に無断渡航17回及び虚偽等の不正な申請手続による渡航3回を行いました。組織内の調査により発覚しました。

このため、隊員Aは、懲戒処分（停職）となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
6回以上の無断渡航	海外渡航承認申請義務に関する懲戒処分等の基準について（通達） 別紙第2「海外渡航承認申請義務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準」
虚偽等の不正な申請手続により、海外渡航した	6回以上又は禁止国に無断渡航 ⇒ 停職

※ 1回の無断渡航でも懲戒処分等の対象となります。

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

⑫ 海外渡航承認申請

事例2：チュニジアに無断渡航して事件に巻き込まれた

【概要】

隊員Bは、チュニジアに無断渡航し、同国で発生した博物館銃撃テロ事件に巻き込まれて負傷しました。また、事案発生当時、外務省はチュニジアに関して退避勧告等を含む危険情報を発出していました。さらに、隊員Bは、過去にもインドネシアに無断渡航していました。

このため、隊員Bは、懲戒処分（停職）となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
無断渡航	海外渡航承認申請義務に関する懲戒処分等の基準について（通達） 別紙第2「海外渡航承認申請義務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準」 無断渡航 ⇒ 停職、減給、戒告、訓戒 又は注意

※ 1回の無断渡航でも懲戒処分等の対象となります。

⑫ 海外渡航承認申請

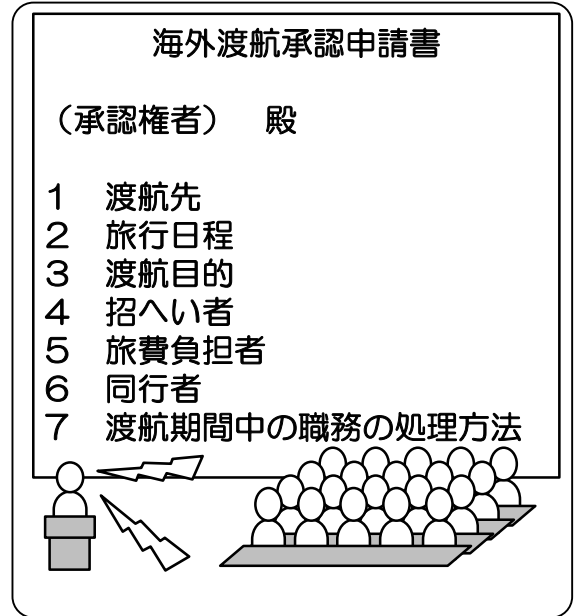
3 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

海外へ渡航する際には、以下のポイントに基づき、海外渡航承認申請をしましょう。

(1) 関係規則等に定められた手続の周知・徹底

関係規則等に定められた手続に関する認識不足は、無断渡航に至る原因となり得るものです。

このため、申請時期、申請書の記載内容等について教育するなどにより、関係規則等に定められた手続について周知・徹底していくことが必要です。



(2) 規則等遵守意識の醸成

隊員の規則等遵守意識の欠如は、無断海外渡航に至る原因となり得るものです。

このため、海外渡航申請の必要性、違反した場合の処分基準等についての教育などにより、職員の規則等遵守意識を醸成していくことが必要です。

(3) 情報保全上の措置

公私を問わず海外渡航を行う場合は、情報保全の観点から、渡航前教育を受講するとともに、渡航前は渡航する旨を、帰国後は不審な動向の有無について保全責任者等に報告することが必要です。

(4) 一般旅券（パスポート）の確認等

管理者等は、所属の全隊員から任意に旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に規定する一般旅券の提出を求める等の方法により、海外渡航承認申請が適正に行われていることを随時確認することが必要です。



2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等